

土壌環境施策に関するあり方懇談会（第7回）

1. 日 時 平成20年2月25日（月）10:00～12:24
2. 場 所 環境省第1会議室
3. 出席委員 座 長 高橋 滋
委 員 石渡 秀雄
大塚 直
奥村 彰
神谷 文吾
佐藤 雄也
正保 剛
鈴木 一男
中杉 修身
廣田 裕二
藤井 良広
細見 正明
前川統一郎

（欠席は、荻原勉委員、嘉門雅史委員、斎藤政賢委員、佐藤泉委員、早瀬保行委員）

4. 委員以外の出席者

環境省

竹本水・大気環境局長、白石水環境担当審議官、岡部総務課長、坂川土壌環境課長、高澤土壌環境課課長補佐、佐藤土壌環境課課長補佐、佐藤地下水・地盤環境室長補佐、

参考人

酒井幹彦 名古屋市環境局公害対策部主幹

5. 議 題

- （1）名古屋市における土壌汚染の公表の取り扱いについて
- （2）土壌環境施策に関するあり方について

6. 議 事

（坂川土壌環境課長）

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから7回目の懇談会を開催させていただきます。

本日は、御多忙の中、御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

本日の委員の出席の状況でございますが、荻原委員、嘉門委員、斉藤委員、佐藤泉委員、早瀬委員から、御欠席との連絡を受けております。

配付資料を確認させていただきます。本日の配付資料は、議事次第の、紙の裏に配付資料一覧ということで書いてありますが、資料1が「委員名簿」、資料2が「名古屋市における土壌汚染の公表の取り扱いについて」、資料3が「懇談会の取りまとめの方向性（案）」、それからもう一つ参考資料ということになっております。

以上でございますが、もし足りないものがありましたら、事務局までお申しつけいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、議事進行を高橋座長にお願いいたします。

(高橋座長)

よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本日は、まず「名古屋市における土壌汚染の公表の取り扱いについて」を議題としております。

前回の懇談会で、土壌汚染の公表の取り扱いに関して、名古屋市の取り組みが参考になるのではないかと御指摘が委員からありましたので、名古屋市の取り組みについて御説明をいただきたいと思ひます。

本日は、名古屋市環境局公害対策部・酒井主幹に参考人として御出席していただいております。よろしくお願ひします。

それでは酒井様、よろしくお願ひいたします。

(酒井参考人)

どうも、皆さんおはようございます。御紹介いただきました、名古屋市の環境局の化学物質担当主幹の酒井でございます。よろしくお願ひします。

では、座って御説明させていただきます。

本日は、本当に貴重な時間いただきまして、ありがとうございます。

それではすみません、お手元の資料2でございます。16ページからなっております、パワーポイントの資料でございます。

最初に背景でございます。2枚目、3枚目、2ページ目、3ページ目に背景がまとめてございます。土壌・地下水汚染につきましては、御承知のとおり、平成9年10月、名古屋市の西区にございます東芝愛知工場名古屋分工場というところで発覚をいたしております。この東芝問題を契機といたしまして、この懇談会の委員でもございます、中杉先生を初めとしました学識経験者によります検討委員会を設置いたしまして、技術的あるいは医学的な部分から御助言をいただきながら対策を実施をいたしております。この検討委員会につきましては、現在も隔月で開催をいたしております、名古屋市内のすべての土壌・地下水汚染、こういったものに対して御助言をいただいておりますという状況でございます。さらに、名古屋市内におきましては、平成11年の5月でございますが、こういった土壌関係の規制等何もない中で、この東芝を契機といたしまして土壌汚染対策指導要綱というものを定めまして、土壌汚染に対応することといたしております。この要綱の制定を契機といたしまして、要綱に基づく調査で基準等を超えたもの、こうした報告につきましては、私ども、その当時から公表をいたしております。しかしながら、要綱以外、自主的な調査でやった報告だとか、そういった過去にやられた報告については、私ども公表はしてありませんでした。そういったことが実は問題となりまして、平成13年4月でございますが、市へ報告された土壌汚染につきましては、すべて公表するという取り扱いにいたしたところでございます。

3枚目になりますが、その後、平成15年2月の土壌汚染対策法、それから同年10月には名古屋市の環境保全条例が施行されました。この条例あるいは法律条例、あるいは自主的な報告に基づきましてすべて公表いたすことにしてまいりましたが、ただ、この公表の根拠が大変あいまいでございました。そういう面もございまして、私どもは平成17年の4月でございますが、公表指針、こういったものを定めまして告示をいたしました。名古屋市長の告示ということで告示をしまして、現在はこの公表指針に沿って公表をしております。この公表指針の中身につきましては、また後ほど触れてまいりたいと思ひます。

次に4ページ目、5ページ目でございます。

名古屋市の環境保全条例の土壌及び地下水汚染にかかわる規制の抜粋と、法との相違点を記載しております。この条例は、さきに述べましたような要綱、これを拡充して大規模な土地改変時の調査を加えたということでございますが、以前、これは懇談会の方で東京都の条例が紹介されたと聞いています。内容的にはよく似通っておりますので、またごらんいただいて、その内容については今回は割愛をさせていただきたいと、そんなふうに思っています。

6枚目でございますが、条例にかかわらない自主的な調査に係る報告の指導でございます。法の施行以降、土地取引等に伴う自主的な土壌調査等が大変多くなってございます。名古屋市では、先ほど述べましたように、公表指針に基づきまして自主調査で汚染が判明した場合も市へ報告するよう指導をいたしております。報告があった場合は、これに基づきまして公表するとともに、条例に準じたような対策を指導いたしておるところでございます。

次、7枚目でございます。

法令に基づく届出件数の推移でございます。件数的には圧倒的に条例の件数が増えてございますが、自主調査の報告件数も結構多うございます。これら自主調査の報告件数につきましては、ほとんどが基準を超過の報告ということでございます。そんな状況になってございます。

次が8ページ目からでございます。8ページ目から3ページにかけましては公表指針について示してございます。最初の公表指針の背景につきましては、先ほど述べたとおりでございます。

9ページ目、10ページ目の指針の内容でございますが、5項目の内容が示してございます。最初の指針の目的につきましては、公表の方法等の明確化、それから公正かつ円滑な運用を目的として制定をいたしております。2番目の適用範囲でございますが、先ほどから申していますように、条例のみならず自主調査も含めたすべてのものに適用するというようにいたしております。3番目の公表の方法でございますが、報道機関への公表、それからホームページ及び台帳の作成、閲覧としております。原則、名古屋市の市政記者クラブを通じた報道機関への資料提供と、市の公式ホームページへの掲載、さらには土壌汚染等の台帳を、対策の状況を含めて作成して閲覧に供しますとともに、ホームページでも閲覧できるようにしておるところでございます。また、報告者に対しましては自主的に公表するというを指導するとともに、周辺の市民へも周知するような指導をいたしておるところでございます。4番目は周辺井戸調査の実施と、その結果の公表でございます。土壌汚染等の報告のうち、地下水汚染があって、さらに周辺への拡散のおそれがあるというような場合につきましては、名古屋市が周辺の既存の井戸の水質調査を実施をいたしまして、その結果については同じように公表をいたしておるところでございます。5番目のその他でございますが、自主調査で汚染が判明した場合、調査結果を速やかに市へ報告するよう指導することを定めておりました、事業者からそういった相談があった場合には、名古屋市にちゃんと報告しなさいというような指導をいたしておるところでございます。

次に、11ページ目でございます。

調査結果のうち、土壌汚染等があった報告件数の推移を載せてございます。自主調査によるものが本当に半数以上占めておるといような状況でございます。土壌汚染対策法施行以降、急増していることがわかるのかなというふうに思っております。それで最後に19年度の件数でございますが、資料では43件となっておりますが、きょう現在では50件に達しておりました、名古屋市では過去最高ということでございます。

次に12から14ページにかけましては、土壌・地下水汚染対策検討委員会についてでございます。最初に述べましたように、中杉先生初め7人の先生方で構成をさせていただいております。隔月で開催をしておりました、実はつい先日、22日の日にも開催をいたしておりますが、そんな状況で開催しております。

14ページ目のところに、今年度の検討案件数が書いてございます。毎回2～4件、検討をい

ただいておる議題案件、これにつきましては事業者が対策の方法等について直接委員会でもって説明をし、委員の先生方の意見、助言を直接お聞きをして、その後の対策等に反映いたしていると、そういう状況でございます。

15ページ目でございます。

環境保全条例や公表指針、それから検討委員会の、その効果を掲げてございます。特に2番目の公表指針の効果についてでございますが、ちょっと具体的な補足をさせていただきたいと思っております。当初、土壤汚染の公表は、周辺の市民はもとより、報道の関係者にも大変不安を与えたというような状況がございます。例えば、市民は、隣の土地で土壤汚染があったという公表がされますと、すぐにも健康被害があるのではないかと、そんな、かなりの思いで、すぐ除去しろと、そんな要望が実は結構、寄せられておりました。それこそ、本当に大気汚染だとか水質汚濁よりも過剰な反応、そんなようなのが見られるような状況がございました。また、報道機関につきましても、私どもが出した公表内容はすべて報道するという状況がございました。しかし、最近、そういうことですべての汚染を公表し、またいろいろなそういう説明をする中で、最近ではそんな過剰な反応が減ってきたかなというふうには思っております。また、報道機関も、汚染が周辺住民への影響があるかどうか、そんなことで報道するかどうか、どうも判断をされているような感じがいたしておりまして、汚染の程度が少ないような場合は報道されなくなっているというのが実態でございます。それがいいか悪いかというのは、ちょっと私どもよくわからないところでございますが、土壤汚染に対します正しい理解が多少でも進んでいるのではないかなと、そんなふうに考えております。いわゆる、この公表と、これがいわゆるリスクコミュニケーションの促進になっているのではないかなということも、感じておるところでございます。

最後、16ページはまとめになってございますが、今後とも、私ども、法令、指針や検討委員会を適切に運用させていただきまして、ここの皆様方、先生方や環境省の御指導をいただきながら、名古屋市の土壤・地下水汚染対策をより円滑に進めてまいりたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。どうもありがとうございました。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただいた内容などについて、御質問などございますでしょうか。よろしくお願ひします。

(細見委員)

大変貴重な御報告、ありがとうございました。

単純な質問を三つばかりお願ひしたいと思ひますが、2ページ目に、「平成13年に未公表が問題となり」と一文がございますけれども、具体的にどんなことだったのかということが一つ。

それから、この検討委員会では、議題案件と報告案件が主要な議題ですが、自主調査はほとんど報告案件になっていると思ひますが、具体的に、この議題と報告案件の区別の仕方をどのように判断されたのかということと。

それから、恐らく多くの方が御質問したいと思ひるのは、やはり当初いろいろな過剰反応があったときに市としてどのような対応をされたのかという三つの点について、よろしくお願ひいたします。

(酒井参考人)

今、3点ほど御質問をいただきました。

まず1点目でございます。13年度の問題、どんなことが問題になったかということでございますが、先ほども申しましたように、11年に要綱を私ども制定をいたしております。要綱で報告された案件、東芝が平成9年でございます。多分、11年に要綱ができて以降、要綱に基づく報告を、これについては基本的にはすべて基準を超えていた分については公表してまいりました。ところが、その要綱制定前の土壌汚染の報告を、これも、実は市へは結構、事業者から来ておりました。それから、要綱制定以降も、要綱に該当しない、基本的には要綱も土地改変のときに調査の契機を設けていりましたが、操業中は基本的には課していなかったものですから、操業中に調査をやったものも名古屋市に報告が来た。これは、実は私ども公表していませんでした。名古屋市が汚染の情報を持っていて何で公表しないんだという問題が出てまいりまして、これにつきましては事業者が自主的にやって報告されたものですから、私どもとしては事業者の了解なしでは公表出来ませんよと、基本的にはそういう話をしておりました。事業者と話をした結果、やむを得ないなというふうなことがございまして、それから公表をすることになったということでございます。

それから2点目が検討委員会の区分けでございますが、基本的には、余り自主調査であるとか要綱、条例だとか法だという区別はしてございません。案件的に、非常に対策が難しいものかどうか、例えばバイオレメディエーション的なもの、こういったもの、なかなか私ども判断が難しい部分がございますので、こういったものについては書いてございせんが、議題案件ということでお諮りをしております。それ以外については、私ども事務局の方から、こういう報告がありましたよという報告にとどめているということで区分けをいたしております。

それから3番目でございますが、過剰反応の対応でございますが、本当に私ども説明をして、その土壌汚染、地下水汚染というのはこういう経路で健康に影響があるんですよということをよく説明をしたんですが、逆にそれを逆にとられてしまいまして、「お前ら、おれらをばかにしているのか」と、そんなことわかっているけれども、やはりそれはあつてはいかんだろうという、そういうやりとりになってしまうんですね。そういうことがあつて非常に苦労しました。委員の先生方にも、直接そういった住民の方から公開質問状が委員さんの方へ行ったり、そんなこともあつたり、いろいろなことございまして。そんなことで、ただ、最近はちょっと落ち着いてきていまして、そんなのが少なくなっているのかなと思っております。ただ、その場合も、単純に土壌・地下水汚染だけではなくて、その後の開発の問題も絡んである場合が多いですよ。実際、マンションができる、日陰になる、あるいはそこに大きな商業施設ができるなど、跡地開発の問題が土壌汚染にすりかわる、そんなようなことが、やはりきっかけになっている場合もあるかなというふうには思っています。

以上でございます。

(高橋座長)

よろしいですか。

(奥村委員)

検討委員会で浄化対策を検討するというふうになっておりますが、その結果、浄化対策としてどのような結論になっておるのか、何かその辺のデータみたいなものはないんでしょうか。

(酒井参考人)

基本的には、事業者が対策を決めて検討委員会でお諮りをする。検討委員会の先生方に、それでいいかどうか、もっとこうの方がいいのではないかと、あるいはもっとこうの方がいいよという、そういう助言をいただいて、私どもがこういう検討委員会、先生方の意見を踏まえて事

業者を指導すると。実際、事業者は直接聞いていますので、その辺で事業者が判断をされるということでございます。ただ、先生方が言われたの、すぐそれを全部事業者がやるかどうかは、ひとつ事業者にかかっていますので、その辺はちょっと未知数がございますが、そういったデータの的なものはちょっと持っていませんですが、そのような状況で進めております。

(奥村委員)

過剰な浄化対策というのは、この懇談会でいろいろ議論になってきたわけなんです、一番極端な掘削除去ですけれども、そういったものが大半を占めているのか、あるいはもう少し安価なといいますか、リーズナブルというか、そういったものもあるのか。その辺の比率が知りたいだけなんです。

(酒井参考人)

基本的には、ほとんど掘削除去が多いのが実情でございます。ただ、場合によっては、そういった自然由来、いわゆる操業由来でないようなものについては一部残すようなことがございますけれども、そういった場合でもなかなか、先ほど言いましたように周辺の住民の方の反応というのは非常に厳しいものがあるものですから、それが、事業者がどちらを選択するかということで、やはりその周りの状況でもかなり変わってくるのかなと。ただ、掘削除去が多いのは間違いございません。

(高橋座長)

よろしいでしょうか。

(正保委員)

基準関係のことを数点お伺いします。まず、4ページ目の図の中に、土壌・地下水の汚染の状況の調査をされて、土壌汚染等処理基準ということで、処理基準という言葉があるんですけども、このレベルというのは、どういうレベルになっているのでしょうか。

それに関連するんですが、3ページの真ん中に、15年10月に市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例ということで、健康と安全を確保するということから、その基準値が何らか決められたのかなと思うんですけども、その考え方がありましたら御説明していただきたい。

それから6ページですが、自主調査で汚染が判明した場合というのがあるんですが、汚染の判明も処理基準超過のことなんでしょうか。

それから、9ページですが、すべての土壌汚染等の報告ということで、これは「すべての」ということなんですが、「土壌汚染等の報告」と「等」とついておりますので、保全条例に基づく報告並びに自主的な土壌汚染等に係る報告ということで、基準値超過の有無はなしに全件報告されているのかどうかということ。

それと、10ページの周辺の井戸水の調査なんですけれども、地下水汚染のおそれのときということですが、これも判断基準が何かあるのかなと思いますので、御説明いただきたいと思います。

以上です。

(酒井参考人)

どうも、御質問いただきまして、ちょっとたくさんあってごめんなさい、的確に言えるかどうか分かりませんが。

まず一つ、最初は処理基準でございます。これは、私どもが先ほど出ました保全条例、この中で処理基準という言葉を使っています、中身的には実はこの土壤汚染対策法の指定基準、数値は一緒でございます。いわゆる環境基準と一緒にということでございます。基本的には、そういうことですべて名前を変えていると、条例では一応そういった処理をするための基準だということを決めてございます。内容は、環境基準そのものでございます。

それから、6ページの……。

(正保委員)

6ページの の、自主調査で汚染が判明した場合というの、これも基準は今、御説明いただいた。

(酒井参考人)

そうです。今の処理基準、あるいは環境基準、あるいは指定基準、これを超えた場合はということでございます。

それから周辺の地下水のおそれがある場合ということでございますけれども、これ基本的には事業者さんが調査をされて、例えば敷地中央で地下水汚染があっても、敷地境界でやはり地下水調査をやったと。それでも基準を超えてなかったといった場合、基本的には敷地内でとどまっているだろうなという判断。それから敷地境界付近でも地下水汚染があれば、当然地下水が敷地境界外へも出ているおそれがあるので、周辺の調査をやります。基本的には、そういう判断をいたしております。

(正保委員)

もう一つ、その上の9ページですが、報告についてはその基準超過有無にかかわらず全件報告されているということでしょうか。

(酒井参考人)

ごめんなさい。まず、「等」がございました。土壤汚染等と書いているのは地下水汚染もあるということでございます。たまたま土壌がなくても地下水だけある場合もございますので、そういう意味で、地下水汚染だけでも報告をいただくということでございます。

(正保委員)

というのは、基準値を超過している分だけ報告されると。

(酒井参考人)

基本的には今、当然、条例、法は、当然これ全部報告することになっています。土壤汚染対策法と条例の方は、調査をやって基準を超えようが超えまいが、すべて報告いただきます。

(正保委員)

調査しているものは、全件報告される。

(酒井参考人)

いただきます。それで、自主調査につきましては、基本的には超えたものだけ報告してくださいということにしています。自主調査の場合については、ただ、事業者にとって、基本的には調査をやって何ともなかったという、この何がしかのお墨つきが欲しいということで、超えていな

いの持って見える場合がございます。これは、うちとしても、持って見れば、それはちゃんと名古屋市でちゃんと受け取りましたよということ言っています。ただ、それをやったからすべて土壌汚染がなくなったという、調査の方法もいろいろございますので、それは言えません。ただ、こういう報告があったよということだけは、名古屋市はちゃんといただいたよということはしていますけれども、自主調査については、そういうふうに取り扱いをしています。

(高橋座長)

時間の関係もございますので、いま札が拳がっているお二人で一応御質問を終わらせていただきたいと思えます。

それでは、まず藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

自主報告、自主調査についてお聞きしたい。これはあくまで自主ですから、地域の汚染実態の全貌はわからないわけですが、その把握率を推計でどれぐらいと見ておられるのか。もしそのような心づもりというか、ございましたらお聞きしたい。

この自主報告で出たものの中身の精度ですけれども、その後、汚染拡散防止の指導等をされるわけですね。自主的に報告されたものの中身が甘いとか、あるいはそうでもないとか、その程度の評価というのは、どのような状況でしょうか。

(酒井参考人)

まず最初の自主調査の把握率でございますが、実は非常にこれ難しい部分でございます。ただ、自主調査の場合、事前に相談があるのが普通でございます。事前に相談して、こうでしたけれど、どうしようねということがあるものですから、その機会をとらえて、うちは、ここはちゃんと報告してくださいねと指導しております。相談があったけど、来なかったのかなというのが1割もないかと思えます。ただ、その相談があるのが全体のどれくらいかというのは、ほとんど把握していません。かなり、ただ件数はございますので、先ほども汚染の報告として結構な件数上がっていますので、そういう分では、かなりの把握率はあるのかなというふうには思っております。

それから、自主調査の精度でございますが、正直言いまして、本当にいろいろでございます。ただ、私ども、これをとった後、拡散防止計画なんかを出す場合は、ちゃんともうちょっと追加調査しなさいなどとか、不十分なのはやはり追加調査の、そういう指導なんかもしております。ただ、それをやるかどうか、あくまでも自主調査でございますので、なかなか難しいんでございますけれども、そんな自主調査であっても、そういう指導をさせていただいています。ただ、今ほとんどやるのが、そういった業者がほとんど、環境省の指定調査機関が多いものですから、まず概況調査、それから詳細調査という格好で、大体法や条例に沿った調査をやっておられるようでございます。

(高橋座長)

よろしいでしょうか。

それでは廣田委員、お願いします。

(廣田委員)

同じく自主調査に関して、ちょっと御質問させていただきたいんですけれども、自主調査の目的というものは把握されていらっしゃるのかというのが第1点目と。

それから、さらに細かい、報告書そのものとか、そういったものについて情報公開の請求をすれば、すべて開示をしていらっしゃるのかどうか。

よろしく願いいたします。

(酒井参考人)

まず、最初の目的でございますが、自主調査のほとんどが土地取引がほとんどでございます。取引ともう一つは開発、これから開発をするので、やはり自主的に調査をやったよと。もう一つは、操業中の工場はもうほとんど条例になってしまいますので、まず土地取引がほとんどでございますね。

それから、報告書の開示につきましては、私ども名古屋市の文書公開条例で請求があれば、その報告書の開示はしております。ただ、この場合も、あくまでも手続として第三者照会をしております。情報のうち個人情報については、これは出さないということでございます。

(高橋座長)

非常に興味深い御説明をいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、酒井主幹に関する御説明の時間は、これで終わりにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。「土壌環境施策に関するあり方について」でございます。

本懇談会の取りまとめの方向性について、御議論いただきたいと思っております。

事務局の方で、これまでの懇談会での議論を踏まえまして取りまとめの方向性の案を用意しておりますので、その内容について事務局から説明してください。

(佐藤土壌環境課課長補佐)

それでは、御説明いたします。資料3の、懇談会の取りまとめの方向性(案)をごらんください。

この資料につきましては、これまでの懇談会での御議論を踏まえまして、事務局として取りまとめの方向性の案を作成したものでございます。それからまた、参考資料をお配りしております。これは、懇談会で事務局から説明させていただいたものですとかヒアリング等で御説明のあったものの中から、最終的な報告の取りまとめに当たりまして資料集として一緒に添付することを考えておりまして、その案でございます。

なお、施行状況など最新の数字につきましては、都道府県に今、照会しているところですので、最終的な取りまとめまでには反映させたいと考えております。

これから御説明するわけですが、事前にメールで送付しておりますので、簡単にさせていただきます。

取りまとめの方向性(案)は、大きく二つの部分からなりまして、最初の部分は1から3まででございます。土壌汚染の特徴や法律の基本的な考え方、法施行後の現状、そして主な課題となっております。4以降は、土壌環境施策のあり方になりまして、懇談会でこれまで論点として課題を整理し、特に前回、前々回と御議論いただいたものでございます。

最初になりまして、1の「はじめ」にでございます。ここは、懇談会の設置の趣旨を記載する予定でございます。

それから2、土壌汚染の特徴と土壌汚染対策法の考え方についてでございます。これは、法律の基本的な考え方や内容が十分に国民に浸透していないという御意見等もございましたので、法律の概要について記載しております。(1)が土壌汚染対策法の背景、(2)が土壌汚染の把握

について、(3)が土壤汚染地のリスク管理について記載してございます。

2ページ目の3、現状と主な課題でございます。(1)が土壤汚染対策法の対象についてでございます。現状では、調査は法律、条令、それから自主調査と行われておりますが、結果として土壤汚染の可能性のある土地のうち、ごく一部しか法律でとらえきれていない状況となっております。土壤汚染のある土地を順次に調査し、適切かつ確実に管理・対策を進めることが必要でありますので、法律の対象の入り口となる調査契機について見直しが必要と考えられます。

(2)でございます。土壤汚染対策の傾向についてでございます。対策の内容としましては、掘削除去が選択されることが極めて多い状況です。これは、必ずしも望ましいものではございません。法律の趣旨について国民の理解を促進しつつ、汚染の程度や土地利用状況に応じた合理的で適切な対策が実施されていくような施策を推進すべきと考えられます。

続きまして、4ページの(3)ブラウンフィールド問題でございます。土壤汚染は経済的側面が大きく、今後ブラウンフィールド問題が顕在化するおそれがあり、対応が必要となってまいります。このため、土地の利活用が図られるよう、幅広い関係者が連携して取り組んでいく必要があります。

それから(4)その他の諸課題、5ページでございます。法律成立当時から指摘されている課題として、まず搬出汚染土壤の適正な処理が挙げられます。それから、情報の集積・引継、生活環境の保全、調査・対策の信頼性の確保、未然防止などといった諸課題が指摘されております。

6ページになります。ここからが、土壤環境施策のあり方でございます。

6ページが、最初の基本的な方針でございます。今後、状況に応じた合理的かつ適切な対策が選択されるようにするため、土壤汚染のリスクの特徴や法律の考え方の国民への浸透を図るとともに、制度的な手直しを検討することが必要と考えられます。また、土壤汚染が的確に把握され、情報が適切に開示され、状況に応じた対策が講じられるよう法律の対象範囲を見直すとともに、法律の対象範囲とならない部分について自主的な調査対策を推進することが適切と考えられます。こうしたことから、諸課題に対して総合的に施策を検討し、実施に移していく必要があります。その際、経済的な影響に配慮することが必要であり、幅広く関係者との連携を図ることも重要と考えられますと書いてございます。

続きまして、7ページ以降でございます。

こちらは、懇談会の中で論点として整理し御議論いただいたものでございまして、項目立てにつきましても、基本的に論点の順番に沿って整理しております。整理していく中で、小項目の、といったレベルのものは、関連があるものをまとめさせていただいているところもございます。これまで御議論いただきました御意見につきましても、できるだけ反映させるようにいたしましたけれども、まとめて整理する都合上、すべて反映できるというわけではございませんので御承知おきください。

7ページ以降、具体的な施策につきましても、これまでも御議論いただいていたところがございますので、後の説明は省略させていただきます。

以上、簡単に御説明しましたけれども、方向性について御議論いただければと思います。

以上です。

(高橋座長)

それでは、今、説明のありました資料の内容について御議論いただきたいと思います。

本日も、これまでと同様に、議論を円滑に進めるため、資料の項目立てに沿って御議論いただきたいと思います。

最初に冒頭部分の、「はじめに」は何も書いていませんが、2の「土壤汚染の特徴と土壤汚染対策法の考え方」について、それから「現状と主な課題」までについて、ご意見をいただきたい

と思います。よろしくお願いいたします。

奥村委員、お願いします。

(奥村委員)

今ざっと話を聞いて、若干といいますが、かなり違和感を持っているのですが、そんなにコンセンサスが得られているのかなという疑問があるのですが。

まず順番でいきますと、2の(1)のところですね、真ん中のあたりにまた、我が国に土壤汚染が相当多数かつ広く存在する可能性がある云々という文章ありますけれども、これはいかなるデータに基づいておっしゃっているのでしょうか。土環センターのアンケートではないですが、何かの調査結果というのは記憶にありますけれども、それと環境省の発表されている数字には一桁ぐらいの違いがありまして、果たして、こう断定できるのかという疑問を持っております。したがって、ここは削除すべきかと考えます。

(高橋座長)

具体的には、もう一度、何ページのどちらでしょうか。

(奥村委員)

1ページの(1)の、「また、我が国に土壤汚染が相当多数かつ広く存在する」と書いてありますけれども、こういう事実はありますかという単純なる疑問なんです。

(高橋座長)

事務局、それではお答え願いたいと思います。

(坂川土壤環境課長)

お答えします。

ここの部分は、現在のというよりは、土壤汚染対策法が審議というか検討されていたころのことを書いているわけですが、本日の参考資料をちょっとごらんいただきますと、その参考資料の1枚目の下の図でありますけれども、当時、まだ法律ができる前ではありますが、都道府県が、さまざまな形で行われている調査の結果を把握している部分、これを整理してみますと、平成10年ごろから、かなり調査の件数も増えているわけですが、そういった中で、かなりこの基準を超過している割合もあるというようなことでございまして、そういったところから、これは日本全国きっちり調べてみると、かなり多数、また広範囲に存在する、その可能性があるということを当時考えていたと、こういうことでございます。ですから、広く存在するということで断定しているわけではなくて、可能性があるということでございますので、その可能性に対してきちんと対応していく必要があったと、このように考えていたということでございます。

(奥村委員)

前回の土壤汚染対策法ができたときの条文では、そんなことは書いてなかったというふうに記憶しておるんですが、100%自信ありませんけれども、90%ぐらい自信があるんです。それから可能性があるということであれば、広く存在しない可能性もあると理解してよろしいですか。

(高橋座長)

事務局、お願いします。

(坂川土壤環境課長)

ここに書いてあるように、可能性ということでございますが、ただ、私ども行政の立場で言えば、そのような可能性があるのであれば、それに適切に対応していく、そういった仕組みというものも、やはり必要になってくるのではないかと、このように考えております。

(高橋座長)

これは先ほど事務局が御説明いただきましたように、土壤汚染対策法をつくったときの議論をどう振り返るかという話ですね。したがって、もう一回、事務局の方で土壤汚染対策法の経過を調べていただいて、それで、具体的にどうだったかということをもう一度踏まえて、検討してもらいたいと思います。これは、そういう形で処理させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それ以外に、この2、3につきまして御指摘等いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まずは奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

2の(2)のところですが。

(高橋座長)

大きな1、2、3ですね。

(奥村委員)

大きなやつですか。まず、私、ものすごく違和感を感じているんですが、(2)、1ページの上から4行目の最後に「現実的に困難である」と書いてありますね。私の記憶では、こんな表現とはちょっと違ったと、もともとと思うんですが、国民に過剰な負担をかけるのは適切でないというふうになっておったというふうに理解しております。ここも、お調べ願います。調べたらわかることです。

(高橋座長)

では、それも御指摘いただきましたので、御調査いただきたいと思います。

中杉委員、それではお願いします。

(中杉委員)

今の部分ですけれども、もとのあれがどう書いてあったかと私は記憶が定かではありませんけれども、膨大な土地を対象としなければならないから現実的に難しいということ以上に、多分、行政が立ち入って調査を行うということが、この土壤汚染の特徴上かなり難しいという事情があって、それが一つの原因であろうと。だから、土地所有者にやっていただこうと。これは、実際には、土壤汚染が存在して見つかってしまう、発見されると、土地所有者は資産の価値が低下するということが、行政がそういう形で調査をしようと思っても拒否されることがある、可能性がある。可能性だけですけれども。そういうことから、土地所有者にやっていただくということが必要だろうというふうに判断したように私は記憶しておりますが。

(高橋座長)

その辺も少し表現の問題がありますので、事務局で御検討いただきたいと思います。
どうも、ありがとうございました。
それでは、佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

2ページの(3)の「土壤汚染地のリスク管理について」ということですが、今の土壤汚染対策法の理解が必ずしも行き届いていないという原因として、調査対策をなさいと言っているながら、リスク管理という言葉が出てきますと、例えば3ページの(2)では、「土壤汚染対策の傾向について」と、「対策」という言葉を使っているのですが、2ページの(3)の方でリスク管理と言ってしまうと、3ページ(2)の「対策」との関係がはっきりしません。大切なことは、土壤汚染対策法では、対策としてリスク管理の考え方をとっているんだということなのであって、2ページの(3)は「土壤汚染地の対策について」というように変えた方が分かりやすいのではないかというのが意見でございます。

(高橋座長)

どうも、その辺は貴重な御意見だと思いますので、事務局の方で検討していただきたいと思えます。

それ以外に何か、大きな1から3までについて御意見ございますればちょうだいしたいと思いますますが、いかがでしょうか。

では、細見委員、お願いします。

(細見委員)

もちろん、ここに相当規模の量と書いてあって、約300万トンというのがあるんですが、これは、年間なのか、この辺の数値を入れておかれた方が、今までのいろいろな調査データがあると思いますので、300万トンだけだと、ちょっとわかりにくいと思います。よろしく申し上げます。

(高橋座長)

これ、何ですか、具体的に言うと。

(坂川土壤環境課長)

これは年間でございますので、そのところははっきり、これから記述していきたいと思えます。

(高橋座長)

どうも、ありがとうございました。

では、正保委員、お願いします。

(正保委員)

大きな3までですかね。

(高橋座長)

はい、そうです。

(正保委員)

先ほど奥村委員からも御質問があったんですけども、3ページの上段に土壤環境センターによれば云々という御説明があり、これは参考資料の方ですと、恐らく2ページ上段が土壤環境センターの調査結果で、1ページの下段に都道府県等が把握した調査結果の件数が示されています。この数字の齟齬というのですかね、1万2,434件というのが土壤環境センターの調査結果であり、都道府県の方で調査事例が1,149件、平成17年で年度は違うかもわかりませんが、約10倍位ずれております。これをどういうふうに考えたらいいのかというのを御説明いただきたいと思います。

(高橋座長)

では、事務局、お願いします。

(坂川土壤環境課長)

今の参考資料の1枚目の、この下の図、この棒グラフですけども、これはあくまでも都道府県が把握できた件数ということでございます。例えば条例、要綱、それから、先ほど名古屋市さんの御説明もありましたが、自主的なものでも都道府県に報告いただいているものもあると。そういうものを集計したものが、この1ページでございます。そして2ページ目は、土壤環境センターの会員企業に対するアンケートということでございますので、会員企業が請け負った調査なり対策の数ということでございます。結果的に見ると、調査の件数でも確かに10倍ぐらいの差はありますけれども、そういうことからすれば、都道府県が把握しているものというのも、全体の中でごく一部であるということだろうというふうに考えております。

(高橋座長)

どうぞ、正保委員。

(正保委員)

先ほどの名古屋市からの御説明で、約9割ぐらい自主調査もカバーされていますとの御説明があったのですが、土壤環境センターの方では法律、条例合わせても1割であり、これでも少ないとおっしゃられているのだと思いますが、この把握率のずれというのが地域的に全然違うと、つまり把握率が地域的に違うんだという理解でよろしいのでしょうか。

(坂川土壤環境課長)

それは都道府県、政令市において、まずその条例を持っているところ、持っていないところもでございます。要綱についても同じでありますので、結果的に把握率は各自治体においてかなり違っていると。名古屋市さんの場合は、かなり把握率が高いだろうというふうに思いますけれども、全国的に見れば把握率は低いのではないかとというふうに考えています。

(正保委員)

ということは、自治体ごとによって、その必要性があると思われるところは把握率を上げるための、条例などを定められているというふうに考えれば、逆に一律に法律で全面的にその把握率を上げないといけないという議論というのは、必要ないのではという疑問があるのですけれども。

(高橋座長)

事務局、お願いします。

(坂川土壌環境課長)

まさにそのところといいたいまいしょうか、法律の対象範囲をどう考えるのかというところが、今回のこの懇談会の論点の一つであるということでございまして、一つには、都道府県において、条例などで法の対象範囲以外のところもきっちりと対応しているところもあるし、またそうでないところもあると。それは、自治体ごとの判断でそのようになっておるわけでございますが、ここでは全国の、できるだけ統一的なところとして、では今の法律の対象範囲で、それで十分と考えるのか。また、さらに広げていく、また見直しをしていく、そういう必要性があるのかどうかというところを御議論いただければというふうに思っております。そこで、今回の資料は、今までの懇談会の御意見もいろいろ参考にしながらつくっているわけでありましたが、法律がごく一部しかとらえきれていないのではないかとということと、それから前回の懇談会で法律の対象となっていないことによって、どういう問題があり得るのかということも御検討いただきましたけれども、そのようなことを参考にしながら、引き続きまたここで御議論いただければと思っております。

(高橋座長)

正保委員、それでよろしいですか。
それでは、大塚委員、お願いします。

(大塚委員)

事実の問題ですので確認しておいていただければいいんですけども、先ほどのお話だと、兆候をとらえたら相談してほしいというふうに名古屋市の方おっしゃって、相談したもののの中で9割が報告されているという説明だったと思いますので、相談もしていないものについて、含めて9割ということはなかなか言えないだろうと一般的に思われますが、そういう御説明だと思えますので、今の御議論も、その辺をちょっと正確にしていいただければ大分変わってくるのではないかと思いますので。

(高橋座長)

どうも、ありがとうございます。
それでは、廣田委員、お願いします。

(廣田委員)

私も、今の数字の話でちょっと気になったので、ちょっと発言させていただきたいと思うんですが。やはり調査の、自主の調査というのは、各会社さんが、土環センターさんの調査に回答されるので、私もよく見るんですけども、同じ土地に対して何度も、いろいろな調査、同じ調査もありますし、とりあえずここまでを調査、第一段階でやって、またさらに第二段階でやったみたいなこと、そういった形で数としては膨らんでくるという気もしますので、なかなか率で正確に把握できるというふうにはなかなか思えないので、その辺ちょっと御検討いただければと思います。

以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございます。
それでは、奥村委員、お願いします。

(奥村委員)

今の廣田委員のおっしゃったことと同じかもしれないですけども、これは受注件数によってこの数字が出てきたと思っているのですが、物事には売り手と、土地も売り手・買い手あるわけで、ダブルカウントされているのと違うかとか、フェーズ だけと違うかとか、その辺のこと一切わかりません。よって、法律改正につながるような報告書の中で、こういうあやふやなデータをここに記載するというのは、いかがなものかと思います。

(高橋座長)

事務局、お願いします。

(坂川土壤環境課長)

なかなか、この自主的なところを正確にとらえるというのは難しいわけではありますが、もう一度、この土壤環境センターの調査の結果も、もう一度見直してみて、ここで使うのが適切かどうかというところを、もう一度考えさせていただければと思っています。

(高橋座長)

少なくとも、いろいろな御説明は要るのではないかと思います。

どうもありがとうございました。

それでは前川委員、お願いします。

(前川委員)

ただいまの件ですけども、土壤環境センターで調査する際に、元請と下請という関係の場合がありますが、この場合には元請に限って集計しておりますので、いわゆる元請、下請という関係でのダブルカウントはないと思います。あとは、詳細については土壤環境センターの方で、もう一度調べるようにいたします。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

4ページと5ページのところで、掘削除去の汚染土壌の処理、搬出汚染土壌の処理の問題について、4ページのところの(2)のところで書かれていますよね。それと、その他のところで搬出、同じように搬出汚染土壌の不法投棄の話を書かれているんですけども、分けて書くのがいいのか。結局、この搬出汚染土壌の処理能力不足が、一つは経済的にブラウンフィールド問題を起こしつつ、もう一つは、処理能力がないので一部不法投棄につながっていると。これは、やはり連関している話ではないかなと思うんですけども、問題点はそれぞれ書いているんですけども、その他として別枠で書いた方がいいのか。私の理解では、この(2)のところに、一方で不法投棄問題も生じているというふうにした方が問題としてはわかりやすいのではないかなと。書きぶりの点ですけど。

(高橋座長)

事務局、いかがでしょうか。

(坂川土壌環境課長)

4ページの、このちょうど真ん中あたりに、汚染土壌が不適切に処理されれば搬出先の環境に負荷を与える要因となり得るということで、この掘削除去が中心になっていることが、そういうことを招くおそれもあるということは書いているわけですが、書き手の意思としては、ここは掘削除去を中心になっているところをどう考えるかということでありまして、そこを中心に書いたと。それと、もちろん関連はあるんですけども、法律の制定時に、この搬出汚染土壌の問題がかなり大きな課題として当時から指摘されておりましたので、そういう意味で(4)の方にもう一度書かせていただいたということではありますが、いずれにしろ、もう少しわかりやすくなるような工夫はしたいと思います。

(高橋座長)

その辺は書きっぷりで、よろしく願いいたします。
では正保委員、お願いします。

(正保委員)

同じページの4ページの、ブラウンフィールド問題のところなんですが、ブラウンフィールドとは、本来その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途、あるいは未利用となった土地のことを言うということ定義されているんですけども、この潜在的な価値というのは、評価としては掘削除去しないといけないというように価値を判断されて対応されていると思うのですが、この潜在的な価値よりも著しく低いということは、論理が飛躍しているのかもわかりませんが、環境基準自体が本来の用途に対してよりも全然厳し過ぎるんだと、そういう意味で書かれているのでしょうか。

(高橋座長)

事務局、お願いします。

(佐藤土壌環境課課長補佐)

ここのブラウンフィールドの潜在的な価値の意味ですけども、例えば、本当は開発できるんだろうけれども、例えばショッピングモールとかで開発できるんだけれども、とりあえず土壌汚染があるので、あるいは土壌汚染のためにその開発が難しいということで、とりあえず倉庫にしているとか、駐車場で使うとか、そういったことで、その土地が有する潜在的な価値よりも著しく低い用途、あるいは未利用となった土地という意味で書いております。環境基準とか、そういうものよりは、むしろ土地の利用の仕方に記載しております。

(奥村委員)

全然わかりません。要するに、対策費用が土地の値段よりも高くつくというだけの話と違うのですか。潜在的な何とか言われたら、例えば日当たりがいいとか悪いとか、不動産だったら、これは当たり前だと思うんですけども、南を向いているとか、西を向いているとか。要するに対策費用が高いと、それだけのことではないのですか。

(高橋座長)

そこは、いかがですか。ちょっと、何となく論点がずれているような気がしますが。

多分、価値と言うからちょっと誤解を招くのかもかもしれません。利用可能性とか、そういう話でしょう。本来なら開発できるのだけれども、それが土壤汚染があるために開発が妨げられていると、こういう趣旨だと理解していますが。

(奥村委員)

開発が妨げられているのも、要するにお金だけですね。そういうことではないのですか。本来の目的である人の健康が大変だから開発できないと、こういう話ではなくて、その基準を満たすための費用が捻出できないと、そういうことなのではないでしょうか。

(坂川土壤環境課長)

そこは、もちろん経済的な問題になってきているわけでありますけれども、ここで書きたかったことといいたいでしょうか、ここで意味していることは、例えばそこは、覆土、盛土などをして十分に使えるような土地であると。しかも用途としてきちっと使える。にもかかわらず、それがなかなか十分に理解が進まないがために、そのようなことでは使えなくなってしまって、それで掘削除去をせざるを得なくなると。そうすると、費用が大変かさんで対策が進まなくなるといようなことでありますので、もちろん経済的な問題ではありますけれども、単に経済的な問題とだけ割り切ることもなかなか難しく、そこはやはり土壤汚染をどのように理解していただくか、土壤汚染のリスク、または対策のあり方というものを、どのように正しく御理解いただくかということと関係しているのではないかというふうに考えております。

(高橋座長)

正保委員、いかがですか。

(正保委員)

先ほど私が申したものと同意見、繰り返しになってしまうんですけども、どうも課長のお話を聞いていまして、覆土なんかで使えるんだけれども、それがコスト的に見合わないから使えなくなっているよという、対策の費用だと思ってしまうんですけどね。ということは、逆に今の環境基準の設定の仕方が少しおかしいのではないのと、数値のレベルがおかしいのではないのかということなのかなというふうにも感じるんですが、そうではないのですか。

(高橋座長)

では、まず中杉委員、どうぞ。

(中杉委員)

実際には今の基準に従って、こういうリスク低減措置をやればオーケーですよということを土壤汚染対策法では言っているわけですね。それを、さらに飛び越えた形で対応するからコストが高くなるという事情があるわけですね。環境基準は、決して問題があるからということでは、厳し過ぎるということではないというふうに私は判断していますけれども。

(高橋座長)

この辺は、大事な定義の問題でございますし、いろいろ御議論出ていますので、少し次回までに文案をもう少し練っていただけますか。その際には、今、御議論出していただいた方とも御相談しながら、少し文案を、共通の理解を深める形で検討したいと思います。よろしいでしょうか、そこは。

では大塚委員、それに関連して。

(大塚委員)

簡単でいいですけど、もともとは、これは土壤汚染の存在とか、土壤汚染法制の存在とか、いろいろなことを含めて、土地の有効活用ができなくなっているということでアメリカでできてきた概念ですので、日本の話をもちろんしていただくのはいいんですけども、もともとの概念は国際的に共通なところがありますので、それを踏まえた書き方にして。私はこれでいいと思っていますけれども、今の日本の状況だけにとらわれて、何かちょっと問題が変質してとらえられるのも、ちょっと言葉の問題というのがありますので、そこはちょっと。それを踏まえてお書きになっていただければと思います。

(高橋座長)

定義の問題ですので、そこは、では国際的な定義を踏まえながら誤解のないように書いていくということにしておきたいと思います。

よろしいでしょうか、その点は。

そろそろ、この辺で予定の時間が尽きようとしていますが、それ以外に何かございますれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、大変申しわけないんですが、今回も時間がかかりそうなので、12時半ぐらいまで少し延びる可能性があるということで御協力いただきたいと思います。その上で、もう少し、この議題について議論していきたいと思います。

(神谷委員)

3ページの1項ですが、「法律の対象となる調査契機について見直しが必要と考えられる。」と書いてありますが、有害物質使用特定施設に対する調査契機を変更することも対象にされているか、伺いたいので宜しく願いいたします。

(高橋座長)

では、事務局お願いします。

(坂川土壤環境課長)

そのところは、また、この4番の(2)のところでもまた御議論を、具体的な御議論をいただければいいのではないかと考えておりますけれども、私どもの事務局の考え方としては、今現在、有害物質使用特定施設の廃止時に調査をするというのが原則になっておりますけれども、そういったところでは、やはりかなりの割合で汚染が見つかるということもあり、この部分について、今、見直しということは私どもは考えておりませんが、ただ、そのところ、また何か必要性があるということであれば、また御議論いただければと思います。

(神谷委員)

調査契機に関しては現行法のままにしておいていただきたいと考えます。中小企業事業者はこの5年間土対法への対応を計画的に検討あるいは実行してきております、ここで調査契機の見直しが行われると、再度対応策の見直しが必要となり、事業者の負担が増えてまいります。

(高橋座長)

事務局、何かございますか。

(坂川土壌環境課長)

ここは、3ページのところは、余り具体的なところまで、この時点で踏み込むことは難しいと思いますので、あくまでも具体的なところは、この7ページ、8ページ以降というところで、そちらの方に書けばよろしいのではないかというふうに思いますので、ここは、一般的な話として、まず見直しをしていってはどうかというような記述でいかがかと思います。

(高橋座長)

それは総論でございますので、すべて見直すという表現になっていません。ですから、後の具体ところで、また議論したいと思います。

では奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

この報告書というのは、懇談会の報告書ですね、事務局の報告書ではありませんね。ということは、これ見直しが必要というコンセンサスが得られたと、そういう理解をされているということですか、坂川課長は。私、反対しているつもりなんですけれども。だったら、事務局の考えではとか何かつけていただくのなら理解はできます。

(高橋座長)

事務局、いかがでしょうか。

(坂川土壌環境課長)

本日用意した資料は、コンセンサスが得られたものということではなくて、あくまでも、この懇談会での議論のたたき台であるというふうに御理解いただければと思います。ですから、また7ページ以降のところも、いろいろこれから議論いただきたいと思いますけれども、その結果を踏まえて、この前半部分も必要があれば修正するということになるかと思っています。

(高橋座長)

この辺は、具体的話を含めて少し議論してみないと、委員の先生の具体の御意見も出てこないと思います。これは戻ることがあり得るところで、奥村委員、それでよろしいでしょうか。すみません、それではそういう形で議論を進めさせていただきたいと思います。

大体1から3につきましては一通り議論させていただいたと思いますので、さらに具体的話をしないと総論も確定しないということございますので、具体の4番のところに移るということにしたいと思います。

まず4、土壌環境施策のあり方の(1)サイトごとの汚染状況に応じた合理的かつ適切な対策の促進方策についてというところについて、御議論いただきたいと思います。よろしく願います。

前川委員、お願いします。

(前川委員)

(1)のEに、土地所有者が計画をつくったときについて、これを地方公共団体が関与しチェックする仕組みを検討すべきというふうにあります。これは対策の信頼性の確保という面では望ましいことかと思いますが、逆に、厳格さに重点を置くことによってサイトの特性に応じた、柔軟な合理的な取り組みが阻害されるということがないように配慮すべきであると

ということについて、この記述に加える等の配慮をしていただければと思います。

(高橋座長)

その点、いかがでしょうか。御検討いただくということで。

(坂川土壤環境課長)

このところは、またさらに検討させていただきたいと思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それ以外に、何かございましたら御指摘いただきたいと思いますが。

はい、前川委員。

(前川委員)

このオの経路遮断についての対策を実施したときに、その旨を明示化すると。それはそれで必要だと思いますけれども、その後の土地の利用ということを考えると、経路遮断をした土地について、土地利用上の留意点についても、この中で何らかの形で明示するということの仕組みも必要かなというふうに思います。

これに関連して、あと、土壤汚染対策法の中で、土地の形質変更のときに届け出の義務がありますけれども、少し厳し過ぎるのではないかと。あらゆる場合においても、届け出の義務が生じてしまいますけれども、それを一定の条件においてはその部分を緩和する等によって経路遮断を行った土地の利用が円滑に進むような配慮も必要ではないかと思えます。

(高橋座長)

その点も、では御検討ください。

奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

指定区域について対策の必要性があるかどうかの判断基準を指定基準とは別途設け云々ということが書いてありますけれども、この判断基準ということについて余り議論していないような感じがしているんですけれども、これ、今、環境基準、指定基準とあるわけですね。それと全く別に何か持ってくるのか、何か、どれか廃止してそれに変わるということなのか、この辺明確にしないと、とてもではないが、これでは何のこともわかりません。

(高橋座長)

これは中身の御質問だと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

懇談会の中でも、第5回でこちらの方から、事務局から御説明したところでもございますけれども、(イ)の意図しているところは、今、指定基準というものがあります。その指定基準自体は、そこに土壤汚染が判明した場合に、土壤汚染がありますので、指定区域に指定する、その基準はそのままにしておくんですけれども、実際、指定区域になったところで対策が本当に要るのかどうか。この対策の必要性に関する基準値が、今、特段なく、指定基準がそのまま用いられているという状況でございます。そこで、指定区域について本当に対策が要るのかどうかという基

準値を別途設けることを検討したらどうか。さらに、その際、対策の必要性の判断については、土地の利用を加味して、例えば工業・商業地域なのか住宅・公園等なのかといった、そういったことも加味して対策の必要性の判断基準値を別途設けてはどうかということでございます。

(奥村委員)

私の京言葉は、ちょっとどうも説明不足になりがちで恐縮しておるんですが、そういうことを聞いているのではなくて、何のために指定区域を廃止するのか。指定区域であるけれども、何か対策を講じるべき何か基準があるというのは、何か変ではないですか。では、何でもとも指定したのだと、こういうことになりますから。だから、そういう全体の議論をしないと、何か別途一つ設けても、この世界は、私は不動産の取引では、これ、丸かバツしかない世界だと思っております。したがって、指定区域、それだけでバツと、そういうことになるかと思えます。

(高橋座長)

今の御意見については、いかがでしょうか。

(坂川土壤環境課長)

そのところは、きょうの資料で言いますと、2ページの土壤汚染地のリスク管理についてというところで、今の指定区域の制度の御説明をしているわけでありまして、まず、土壤汚染地、2ページの(3)のところ、この2つ目の段落で土壤汚染地、つまり指定区域になれば、土地の形質変更によって汚染が拡散したり、汚染土壌が不適切に搬出されることがないように管理するために、形質変更の際に届け出をします。これが指定区域の考え方でありまして、その指定区域の中で、この次の「また」の3つ目の段落であります。一定の条件のもとに健康被害のおそれがある場合に必要な対策を命じることができると。ですから、指定区域の中で、対策が必要なところと、管理をしていって形質変更のときに気をつけなければならないところと、大きく二つに分かれているということもここでも御説明しているわけでございます。ですから、今の、この土地利用別に対策発動基準というのは、まさに指定区域の中で、そこが対策が必要なかどうか、その判定基準は、今の指定基準とは別に、土地利用用途別にもう一つつくることが可能ではないかと、こういうことを御説明したいわけでありまして。

(高橋座長)

奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

何か私ばかり言っていて非常に恐縮なんですが。そもそも、坂川課長のおっしゃることは非常によくわかります。だけど、先ほど名古屋市の方にも質問いたしましたけれども、検討委員会ですか、つくっても、現実的に行われているのは掘削除去がほとんどだというふうにおっしゃっていたと思うんですが、そもそも、私、最初から言っているように、対策法の趣旨といいますか、考え方というのが周知徹底されておらないということにすべて原因があると思えます。坂川課長さん、そうおっしゃっても、法律の上ではそうなっているということはよくわかりますけれども、現実に動いているのは、例えば、一部の行政機関の過剰な要求であるとか、主に地方自治体の話でありますとか、あるいは過剰なセールスポイントにしているディベロッパーの存在とか、あるいは一般の人の認識不足、そういうことが相まって、今日のいろいろな問題を引き起こしているというふうには私には思っております。

(高橋座長)

では、事務局、いかがですか。

(坂川土壤環境課長)

今、奥村委員が御指摘のように、まさに掘削除去が非常に多くなっているということでありますので、そういったことは必ずしも望ましいことではないと。やはり合理的、かつ適切な対策が進められるようにする。そのようにするにはどうしたらよいかというのが、これも、この懇談会の大きな論点の一つでございますので、そこも含めて御議論いただいているわけではありますが、私どもとしては、今回このたき台の資料の中でも、今までの御意見を参考にして書いてありますけれども、やはりこの法律の考え方、また土壤汚染のリスクの考え方、こういったものをしっかり御理解いただくということが大変重要なことでございますし。またそれと同時に、何らかの形でこの制度も見直しをして、よりよく理解できるような、そういう制度にしていきたいと、こう考えておりました、そのための方法が、今の指定区域についての対策発動基準、こういったものも指定基準とは別途設けていくということでありますとか、また7ページの(オ)のところではありますが、この指定区域について、指定区域の中にも対策が必要な部分と、それから管理のみしていけばよいという区域とありますので、これを二つに分けていくとか、または摂取経路を遮断する対策を実施した、そういう区域であれば、それはそのような区域なのであると。そこは、今、特に危険だというわけではないと。ただ、一定の管理は必要であるというようなところははっきりと明示をすると、そういう仕組みを設けることによって、よりよく御理解も進むのではないかと、このように考えております。また、そのような御意見も、前回までの懇談会にあったというふうに考えております。

(高橋座長)

それでは、中杉委員、いかがでしょう。

(中杉委員)

私自身、今、奥村委員が言われた地方自治体の過剰な反応というようなところですね。これは、今でも土壤汚染対策法の中に、こういうところはこうしなさい、例えば子どもの遊び場をより厳しくしなさいとか、いろいろなことが書いてあるんですね。それは指針の中に書いてあるんですが、明示化されていない。そのために過剰な反応が出てきているというところを明文化しようということが一つのねらいだと思うんですね。こういうやり方は、土壤汚染対策について、法制度ではありませんけれども、昔の国有地の土壤汚染対策指針でも、汚染があるかどうかと認定するところの基準と、それから対策を選定するための基準と、二つの、2段階のやり方をしています。そういう形で運用していることも過去にありますので、そういう意味では過剰な対応とかいうことを抑えるためには、今、指針の中で何となく書いてあるものをはっきりさせて明示するという意味では、幾らか効果、幾らかと言うと語弊がありますけれども、効果を生むのではないかと、いうふうに私は考えていますけれども。

(高橋座長)

では、藤井委員、いかがでしょうか。

(藤井委員)

この対策発動基準というのは、まさに対策を基準化するわけですから、過剰対策の問題が大きな論点になっているわけですから、この基準において適正対策というものを示すことはいいと

思います。この新しい基準は適正な対策を選び出すための基準であるということを明確にして、この基準に従ってやれば掘削除去をしなくてもいいということが取引者にわかるようなものとして位置づけられれば望ましいと思います。現状は、こうした尺度がないために、掘削除去が過剰になっている。そうしたことを整理する、そして経済合理的な選択肢、適正な対策を選ぶための基準であるという明確な位置づけをすればいいのではないかなと思います。ただ「対策発動基準」だけをぼんと書いてしまうと、二重基準のように見えてきて、これは何だろうというふうな疑問も生じますので、対策発動の意味を明確に書く必要があります。要するに、この基準に従ってやれば、もし事後に何か問題が起きた場合、取引者よりも、むしろ基準を設定した行政の方に責任が生じる可能性もある。基準に従った適正な措置として掘削除去をやらなくてもよかった場合に、その後、汚染が見つかった場合は事業者の問題なのか、基準認定の問題なのか、といった問題も出てきます。その辺をしっかりと整理されればいいのではないのでしょうか。

(高橋座長)

それでは、大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

少し別の観点になりますけれども、よろしいですか。では、今のを先にやってください。

(高橋座長)

今の観点で。では、佐藤委員と正保委員、どうぞ。

(佐藤(雄)委員)

今の議論というのは、先ほどの(オ)の議論に関係するところだと私は思っています。それは、さかのぼって言えば、2ページの(3)の「土壤汚染地のリスク管理について」を、ここは「土壤汚染地の対策について」に変えた方が分かりやすいと提案したんですけれども、今、指定区域という言葉が使われていますが、土壤汚染対策法が求めている対策とはどういうことかということ、この2ページの(3)のところにありますように、摂取経路を遮断していれば、健康被害について防止できる対策をとったということが言えるわけです。そういう意味では、汚染が発見されたら措置を、あるいは対策をとるまでは対策すべきという意味で指定区域にしてもいいんですが、措置済みになっても、健康被害を防止する措置をとったにもかかわらず、指定区域という名前が残ることが一般市民にわかりにくいというふうなことがあると思います。先ほどブラウンフィールドについてコストの話などありましたけれども、結局必要以上の措置を市民からとるように要求されることになるからだと思います。措置済みの土地の名前の付け方を工夫したらどうかと提案したいと思います。

(高橋座長)

今、ちょっと中杉委員、手が挙がりましたが、今のご議論に関連してですか。

(中杉委員)

何らかの形で名前を別にするということは、必要かもしれません。土壤汚染のリスクと、今、二つ考えて、その土地にあるから土壤汚染のリスクがある。これについては、リスク、今の遮断する経路、曝露経路を遮断すればリスク管理ができる。もう一つは、そこの汚染土壌を搬出する。そこをどう担保するかということを忘れてはいけないので、完全にそこで遮断ができていても、そこに汚染物質がある、除かれていない以上、汚染物質があるということは残しておかなければ

いけない。それをどういうふうに、名前をどうするかはともかくとして、その記録は残しておかなければいけないというふうに私は思っています。

(高橋座長)

それでは、正保委員、お願いします。

(正保委員)

今の佐藤委員の意見と同じ意見なんです、土壌汚染対策法上は、健康被害の防止というのが第一の目的ですので、その健康被害の防止のための対応の基準として設定されたものが、ここで言う指定基準かと思われます。そうしますと、今ある環境基準というのは望ましい基準ですので、中杉委員が御発言されていましたが、そのような意味で環境基準が残るという形に持っていくべきであると思います。

(高橋座長)

名称、それからその辺については、少しまたいろいろ意見を踏まえて御検討いただくとして、石渡委員、いかがですか。

(石渡委員)

自治体の方の過剰反応というお話がございましたけれども、当初は、確かにそういう部分はあったと思うんですけども、現在は汚染の程度や状況にかかわらず掘削除去になっている傾向は好ましくないと考えております。

次に掘削除去の傾向を促進する要因の一つである指定区域の件です。指定区域はそもそも土壌汚染の土地を指定し、その指定されたことを広く周知すると共にその土地の形質の変更を規制することを目的としています。

しかし、指定区域の中には、要対策、要管理、覆土や囲い込みなど対策が完了しているものまで様々な状況のものが含まれており、その解除には掘削除去などで汚染を除去しなければならない。

このため、現在、指定区域そのものが汚染された問題のある土地という風評被害もあるように思いますので、その辺も誤解が生じないように見直していくべきだと思います。

更に大事なことは、指定区域だけの議論でなく、この関連として広げた議論が必要です。例えば、既存の条例や法律にある対策計画書の活用で、その中で、対策は盛土を採用します、この程度の汚染ならば人の健康保護は十分です、などを記載し説明責任も果たすことです。

このことで必要以上の過剰対策を抑制すると共に、掘削除去の傾向には土地売買などの社会経済的背景もあることから、例えば、汚染程度が小さいものについて、標準対策は盛土、コンクリート、アスファルト舗装とするガイドラインをつくるなど、流れを変えていく方法も含めた総合的な議論が求められています。

(高橋座長)

御指摘ありがとうございました。

大塚委員、別の問題ですか。

(大塚委員)

今の石渡委員のおっしゃったことも私もそのとおりで思っていて、指定区域というのは、汚染があるということを明示するというところに意味がありますので、それは、先ほど土地の形質変

更との関係で問題がある。だから、今までは、すみません、既に措置をとっていても、例えばそこを掘ってしまうことによって新たな環境汚染が発生するというようなことはあるので、そのために指定区域というのは残して、名前はどうでもいいんですけれども、残しておく必要があるということだと思います。あと、搬出のことももちろんございますので、指定区域自体の考え方は残していく必要があると思います。

それとは別に、若干細かいところでお伺いしますが、7ページの一番下の、またのところにある、この摂取経路を遮断した対策を実施した場合には明示化するという話ですけれども、ここ、今、余り掘削除去は余り望ましくないという話なので書いてないんだと思うんですけれども、掘削除去した場合は、仮にした場合はどうするのかということがちょっと書いていないので、そこはちょっと事務局にお考えをお伺いしたいところでございます。

とりあえず、以上です。

(高橋座長)

では、御質問いただきましたので。

(坂川土壤環境課長)

今現在、掘削除去などをして、その汚染が完全になくなると、指定基準を満たす状況になっているという場合には指定区域を解除するという、そういう仕組みになっています。その仕組み自体は、今回変える必要がないのではないかと思いますので、特に書いておりません。

(中杉委員)

全然別件ですけれども、カのところのリスクコミュニケーションの部分なんですけれども、これ、リスクコミュニケーションに関するガイドラインを策定して普及を図っていく、リスクコミュニケーションにかかわる人材を育成していくということは、そのとおりだろうと思うんですけれども、実際に土壤汚染の問題ですと、人材を育成するだけでリスクコミュニケーションが進むとは思えないんですね。逆に、そういう人材をうまく活用する仕組み。これ、両方当事者がいますから、一方の当事者がその人材を持って行って、連れて行って説明しても一向に受け入れてもらえないと。そういう意味では、中立的なというのをどういうふうに仕組むかというのは難しいんですけれども、そういう人材を派遣するような仕組みというのを何か考える必要があるんだろうというふうに思います。

(高橋座長)

この問題については、いろいろ今御意見が出ましたので、その辺を踏まえて少し事務局で御検討いただきたいと思います。

それでは、そろそろ時間の関係もございますので、2の「法制度と自主的な調査・対策の関係のあり方について」に移りたいと思います。

この点について御意見ちょうだいしたいと思いますですが、いかがでしょうか。

奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

8ページの アですけれども、これ、先ほどからるる申し上げたのと同じことだと思いますけれども、可能性のある土地の一部しかとらえきれていない。これは統計の読み方によっては一部とは言えない、半分ぐらいとらえられているのではないかとも見えますし、この対象を見直すべきであるというのには反対です。

(高橋座長)

そういう御意見が出ましたが、ほかにいかがでしょうか。
細見委員、どうぞ。

(細見委員)

今、奥村委員が、半数しかとらえられていない可能性もあるという御指摘もございましたけれども、これについては、今回の対策法の見直しというか、これからの土壌汚染に対して考えていく際に、現在ある、我々持っているデータの中で、環境省としては土壌環境センターのアンケート調査を使おうとされている。ほかに、出せるものはすべて一応懇談会で出てきたのではないかと思うんですね。その際に、今、奥村委員が言われたように、半数はとらえられているという根拠のデータというのは、何かあったのでしょうか。

ちょっとすみません、よろしくお願いします。

(奥村委員)

私はセンターの方のやった中身が全然わからないと、さっき申し上げたとおりですけれども、環境省の調査では、一桁違って1,400件でしたっけ。1,400件のうち、その法律の範囲15%と書いてあったと記憶しているんですが、ほかに調査猶予というのもあります。これ、足し算したら半分近いではなかったでしょうか。そういうことを申し上げているのです。法律の範囲内とは。

それから、それプラス条例の範囲でやっているやつもありますから。条例は、法律とは違うのかもしれないけれども。

(高橋座長)

いかがでしょうか、中杉委員。

(中杉委員)

法対象範囲の見直しですけれども、どういうふうに見直すかというの、これからの議論ですけれども、多分、汚染があることが公表されない部分、それが今、土壌汚染に関するリスクの理解を阻害している要因になっているのではないかと私は考えている。私の判断で、具体的な根拠はどうだというのはありませんけれども。そういう意味でいくと、やはり、これをもう少し出して、先ほどの名古屋市のお話もありましたように、最初はそういう問題があります。名古屋市の事例も、もめている事例は本来土壌汚染ではない。もめている原因は土壌汚染ではないと思われる事例なものですから、そういう意味では、これを公表する方向に、間口を広げて多く把握する方向に行くことで私は理解が進んでくだろうと逆に考えていますので、この見直しは進めるべきではないかというふうに判断しています。

(高橋座長)

ちょっとお待ちください。
では、佐藤雄也委員、どうぞ。

(佐藤(雄)委員)

今、数の問題になっておりますけれども、要するに必要性の議論から言った場合、自主的に取り組んでいる件数が多いのはニーズがあるということだと思います。その件数について、今、問題

になっているんですが、まず件数の考え方については、後ほど前川委員の方から土壤環境センターの統計について御説明あると思っているんですが、私が関与していたころのことですと、1件でも、広大な土地と小さなクリーニング屋さんみたいなところがありまして、ですから、件数がふえれば面積もふえているかという、必ずしもそうも言えなくて、大規模なところが少なくても、クリーニング屋さん級のがすごくいっぱいあったり、そういうことがありまして、件数自体というのは、なかなかそれでもって議論するというのは難しい部分があります。詳しいことは、また後ほど御説明があると思いますけれども。

問題は、自主調査をしているのは、やれと言われてやっているわけではなくて、まさに自主的にやっているんですが、その理由ということで、先ほど名古屋市さんの方から御説明ありましたが、土地取引とか、そういうときに、どうしてもやっているんだということですね。今、そういう時代になってきたということですよ、ISOなども浸透しておりますし。そういうことで、必要性の議論から言うと、必要だからやっている。その際、なるべくルール化したいし、それから汚染がなかったところは何とかお墨つきをもらえないかというふうなことがあれば、今の自主調査のやり方を、3条調査をそのまま引き写しするのではなくて、もう少し調査方法を工夫して、自主調査にとどまらないように、何とかお墨つきを与えられるような形にルール化していくということが重要だと思うんですね。ですから、自主調査をみんな3条調査並みにというのではなくて、3条調査のやり方自体を見直していったらどうかと、そのように考えております。

(高橋座長)

その辺は、10ページにも少し言及があると思いますが。

奥村委員、先ほど挙がっておりましたが、いかがでしょうか。もうよろしいですか。

(奥村委員)

佐藤委員の御意見に、ほとんど同じだと思います。ただ、さっきの名古屋の人の話もあったように、その自主的な取り組みというのは、ほとんど不動産取引の話でしょう。その際に、何かガイドラインというのがあっても全然おかしくはないとは思いますが、本来ここで議論すべきことかなと。これは不動産の取引の方に、場を移した方がいいのではないかというふうに考えております。

(高橋座長)

佐藤委員、いかがですか。

(佐藤(雄)委員)

不動産の取引で調査を要求されるというのは、結局一般市民が健康不安があるからなのですね、根っこを問いただしていけば。買い手の方も、そこはクリアしてくれというリクエストが出るんだと思うんです。むしろ、そこを乗り越えるのは、先ほど指定区域を措置済みと措置前を区別した方がいいというふうな意見を、申しあげましたけれども、現実的にも、この参考資料の1ページで、掘削除去の措置を要するとか、あるいは要しない件と分けてあるんですね。ですから、土壤汚染対策法でも掘削除去しなくてもいいんですが、一般市民は掘削除去しないと指定区域のままになるから、対策をとったことになっていないのではないかと感じてしまうものですから、余計、土地取引ということが健康影響と何か関係ないようにとらえてしまうんですが。やはり市民は、土地を買うときに健康影響を心配していて、健康被害を防止する土地になったにもかかわらず指定区域だから買わないのではないかという気が、ちょっとしておるんです。

(高橋座長)

では、前川委員、いかがでしょうか。

(前川委員)

先ほどの議論の中でも、リスク管理という考え方については、それほど異論はないと思いますし、また、掘削除去というものが過剰にやられていると。それに対して経路遮断というふうな方法でもとれるということについての理解を深めるということについては、皆さん意見は同じだと思います。ただ、そのとき、リスクの管理というふうなことを前提に考えると、そのためには実態の把握ということと、あと情報の発信というものがあわせて初めて成り立つものであって、そういう点から見た場合、自主調査が悪いというわけではないですけれども、自主調査をやったとしても、その情報については発信して、かつ汚染を残して封じ込めしたような場合においては、その管理ができるように何らかの仕組みをつくるということが必要ではないかと思います。

(高橋座長)

いかがでしょう。

では、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

この点は、後で14ページのところでまた財務会計の議論で絡んできますが、現行法のままでも施設廃止時に調査しなければいけないということは、財務会計基準が今度変われば、将来の廃止時のコストを現在のバランスシートに載せましょうということになりますから、あるいはもちろん廃止時にコストがかからない場合でも、それは調査しなければいけないということになります。原則ですけれどもね。ですから、そうすると、現在、個々の土地所有者や資産を持っている企業等が調査をして把握するということは、土地の売買のときに、それをしていない不動産としている不動産では明らかにその評価が違ってくるわけです。ですから、現行法の、極端に言えば現行法のままでも、廃止時ではなくて、現在、調査をして評価をしなければいけなくなってくるわけです。会計上はそうなる。それに法律をどう合わせるかということでもあります。

(高橋座長)

ちょっともう一度御説明いただいて。現在しなければいけなくなるという、その理屈をもう一度御説明いただきたいのですが。

(藤井委員)

今また案の段階ですけれども、導入しようという会計基準では、現在持っている資産が、例えば10年後に廃止するという場合に、そのときのコスト、処理費用というものを、現在価値に直して、つまりその将来コストも現在の企業価値には影響するでしょうと考えて、それを資産除去債務として計上しようということです。国際会計基準の標準化の一つですし、日本経団連も、日本経団連も含めて、これはやむを得ないということで議論が進んでいるわけです。したがって、10年後のコストが、今、何かわからなくても、それは推計値で計上しましょうとなる。いや、しましょうではなくて義務になるのですね、会計上は。

当然、調査をしないと推計できません。そこで調査できるものとできないものもありますから、できない場合は推計値の数字をはじかなくてもいいわけですが、その説明の記述は要る。少なくともバランスシート上に、その記述も注記しなさいということになるわけです。ベースは現時点での調査なのです。将来の廃止時ではなくて、そのような会計上の制度が導入されると、現行

法では廃止時とうたっていることでも、土地所有者は対応せざるを得なくなる。これは建物の、アスベストの場合もそうです。建築基準法で建物を壊すときには、環境に影響ないような形で処理しなさいということになるわけです。現在は封じ込め処理でいいわけですが、その将来の処理費用を計上するというものですから、現時点で調査していく方向になります。

(高橋座長)

ただ、実際、操業している工場でどれだけ調査できるかと、こういう話はあるとは思いますが、どうもありがとうございました。

それでは、中杉委員、どうぞよろしくお願いします。

(中杉委員)

別のところなんですけど、10ページの法4条調査、ですね。ここで書かれていることの意味がちょっとよく理解できないんですが、「都道府県知事の調査命令の発動にあたり、その前段階として履歴等調査を必要に応じて活用できるようにすべき」。このまま読むと、都道府県知事が発動するときに、履歴等調査を活用することを検討すべきと書いてありますけれども、これを、現在の法制度の中でも都道府県知事がそういうことをやることは当然のことであって、改めて検討すべき事項ではないように思うんですが。

(高橋座長)

事務局、いかがでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

この意味ですけれども、4条調査は都道府県知事が土壤汚染、健康被害のおそれがあれば、土地所有者に対して調査命令を発動することになっております。実際、土壤汚染のきっかけになると、地下水汚染なんかで見つかるんですけども、周辺のどの土地所有者、何力所かおそれがあるところがありまして、そのときに、どこに調査命令を発動すればいいのかというところで都道府県が結構悩むところがございます。そこで、都道府県がまず土壤汚染がありそうなところに対して、土地所有者に対してフェーズ調査をやってもらって、それを土地所有者からもらって都道府県知事が4条調査をもう少し発動しやすくしてはどうかと、そういう意味でございます。記述は、直したいと思います。

(高橋座長)

それでよろしいでしょうか。

それでは正保委員、お願いします。

(正保委員)

アの、やはり法律の対象範囲についてのところですが、ここに、奥村委員の御発言もございましたが、法律の対象と、それ以外に地方公共団体の条例に基づく調査などがあるということで、私ども規制を受ける事業者にとりまして、その両方は別に法律という意味では区別なく、法律の対象範囲だという認識を持っております。そういう意味では、一般的な意味での法律の対象範囲というのは、今ここで議論されているものよりも、かなり広いのではないかなという気がいたしております。

さらに、その法律の制定の際にでも、国民に過重な負担を求めるということは適切でないということも言われております。ここで法対象が少ない、単に土壤汚染対策法での対象が少ないとい

うことで法対象範囲を広げるというのはおかしいと思います。そもそも地方公共団体自体は、それぞれ、例えば東京都さんでも、千葉県でも、本日御説明のあった名古屋市でも、自らの地域に応じた調査の方法というのを設定されていると思います。言い換えれば、法律で、国民に過重な負担を掛けないためにナショナルミニマムとして設定されたものに、それぞれの自治体で、自分のところはこういうふうに管理したいというものを構築されていると思いますので、それを一律に引き上げてしまうといいですか、範囲を拡大するというのは必要ではないと思います。

(高橋座長)

いかがでしょう。大塚委員、ではどうぞ。

(大塚委員)

おっしゃっていることは別にそのとおりだと思うんですけども、この参考資料の2ページにも出てきているように、調査の9割は自主なんですよ。今までもそういう資料いろいろ出てきていて、法律とか条令、条例も含めてでもいいんですけども、対象としているものは少ないことは事実なので、猶予のものもたくさんございますので、少ないということは事実なのではないですかね。それをどう見るかという、何のために法律があるかよくわからないぐらいのふうに思っている方も多分いらっしゃると思うんですけども、それに対してどう対応するかということは、もちろん国民の負担を考えながら検討するということではないかと思います。

(高橋座長)

それでは、奥村委員。

(奥村委員)

何か、繰り返しになるかもしれませんが、そういう件数とか何かというデータ、いろいろなのがあるように思いますけれども、では、5年間たって人健康へのリスクというのは増大しているのか減っているのかということに関しては、ほとんどデータがない。先ほど大塚委員も欧米の状況に云々とおっしゃっていますけれども、アメリカでしたら、普通その費用対効果といいますか、リスク・アンド・ベネフィットと言ったり、いろいろなことを言いますが、そういうものをやってからこういうルールをつくっていくというふうに私は理解しているんですけど、土壌汚染対策法に至っては、それもない。そのかわり、最初に過剰な負担をかけないということで決まった経緯があると私は認識しているんですが、ここへ来て、この懇談会で一番最初に定義された、三つ課題があったと思うんですが、その三つを放ったらかしたままで、これ拡大するというのはいかがなものかというふうに思います。ますます、その三つの混乱がふえるのではないかと考えております。

(大塚委員)

費用対効果は、もちろん環境省でやっていただけたらやっていただいた方がいいとは思いますが、ただ、今まで、アメリカとかヨーロッパの国との関係で比べると、日本の土壌汚染対策法が調査のところもそうですし、対策の仕方のところも含めてですが、これは法律の話なので不動産業界でどうなっているというのは、ちょっとまたそれはそれで多少別のところがあることは事実なんですけれども、法律としてはずっと負担は少ない形で、アメリカとかヨーロッパに比べてずっと負担は少ない形でつくられているということだと思います。お気になさっているところは、その不動産業界で、実際には掘削除去がふえているというところはそのとおりで、先ほどから問題になっているところだと思いますので、その件に関しては、先ほどの土地利用用途に

応じて対応を変えとかということを考えながら、余り過剰な対策がなされない方向で行くというのが、今のこの会議の方向性だと思いますけれども、普通、費用効果を考えるときには、法律の費用効果を考えるものですから、法律としては、これは調査のところも、今までは非常に少ないですし、それをちょっと拡大するかという話だと思いますけれども。それからさっきの対策のところについても、全然掘削除去なんかなくてもいいというのが基本的な方針にはなっているものですから、法律自体の費用効果としては非常に負担は少ない形で日本法はつくられているということだと思います。

(高橋座長)

中杉委員、どうぞ。

(中杉委員)

奥村委員の発言に対してですけれども、一番最初の、被害がどこに見えているんだというのも第一回目のときに私答えましたので、もう再度答えません。

2つ目の、アメリカではサイトアセスメントやっていますよ、それぞれにやっていますよと。これは、多分ものすごく社会コストがかかるだろう。これは、スーパーファンドが破産している状況ですから、日本の制度の方がよっぽど社会的に効率がいいだろうというふうに考えています。

(高橋座長)

それでは、佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

コストについては、未然防止のコストって、なかなかはかれないんですよ。起きてしまってから、その対策費用等について、対策しないで未然にこれだけやっておけばよかったというようなことは言えるんですが。例えば国防でもそうですけれども、自衛隊はどれほど効果があるのかというので、敵を撃退しないうちなかなか費用は積算しにくくて、前提条件によってころころ変わってしまうということで難しいと思います。

問題は、今現実に、土地を売る際に、健康影響について過剰な反応のために対策そのものの選択が必ずしも適切ではない。必要以上にコストをかけている状態があるのではないかと。そういうコストは、計算すれば出てくると思いますね。今回の改正あるいは法対象を広げるというのも、無駄を省く観点から考えることも必要ではないかという認識を私は持っています。そういう意味で、先ほど東京都の石渡委員の方からもありましたように、都の方でも、なるべく掘削除去までしなくていいんだというようなことを御説明しているけれども、なかなかそれがマーケットでは受け入れられないというようなお話、ちょっとあったと思うんですが、法律上はそれでいいんだよということを、もっと明確に打ち出していけばいいのではないのかなと。そうすることによって、コストをむしろ削減できるのではないかというふうに思っております。

(高橋座長)

神谷委員、お願いします。

(神谷委員)

法律の対象範囲を見直すことによって、掘削除去が多すぎる等、過剰な対策が大幅に減り経済的な問題、或いはブラウンフィールド問題がある程度解決する方向が見えれば良いのですが、可能性は低いと思いますので、対象範囲の見直しは必要がないと考えます。

以上です。

(高橋座長)

御意見として承りたいと思います。
それでは石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

対象範囲については、さまざまな意見があるなと思っています。大事なことは、大都市の自治体において開発など土地改変を対象に地歴や調査により土壌汚染の有無を確認させる仕組みがあり、汚染がある場合には拡散防止措置を講じてもらっております。当初は違和感があったと思いますが、今の社会経済状況の中では土地取引もそうですけども、開発にあたってもそうですけども、土壌汚染について調べなければならないものは当然調べている状況になっております。このようなニーズも勘案し、一定のルールで行なうことが逆に混乱のないものになると考えます。

逆に今、私ども困るのは、自主的な調査で来られた場合に、これ発表して、これいいですかと言われてしまった場合、どういう調査をして、どういう対策なのかも何もない中で、何とかしてほしいと言われても難しいと思っております。例えば、開発に当たって、土壌汚染自体は深刻な問題ではないケースだが、そこに大きな建物が建つことに反対の場合には土壌汚染だけにクレームをつけてくる事例も少なくありません。やはり法律などに基づくルールの中で説明責任を果たすなど一定の手続きが必要で、こうした社会的な背景やニーズもしっかり議論していただきたいと思っております。

(高橋座長)

それでは、前川委員、どうぞ。

(前川委員)

法律にかわって、地方自治体の条例で対応するという考え方もあると思えますし、東京都や名古屋市のように、条例によってかなり対応されているというところもあると思えますけれども、一方では、地方自治体の中で全く条例を持っていないというところも多いと思えます。また、自治体によって取り組みの方法が違うというところも多いと思えますので、それが逆に混乱をするということもあると思えます。事実、自治体によって土壌汚染の対策についての考え方が違ってくるということによって混乱してしまうということもありますので、そういう点から見た場合には、条例にゆだねるということについても、やはり限界があるのではないかというふうに思います。

(高橋座長)

奥村委員、どうぞ。

(奥村委員)

土地というのは持って歩くことができないので、その地方固有のものなんですけれども、北海道から沖縄まで、東京都と同じようなルールが要るのかと。人口密集地もあれば、過疎で困っているところもあると。したがって、現在ある条例は、それぞれの地域に応じてでき上がってきたものだというふうに理解しております。したがって、もし一律ということなら、そのナショナルミニマムとでも申しましょうか、そういうようなものしか考えられないのではないかなというのが私の考えです。

(高橋座長)

藤井委員、いかがでしょう。

(藤井委員)

私が先ほど発言した会計の視点から言うと、現行法でも現在調査しなければいけないというのは、現行法のままでいいと言っているのではありません。つまり調査を廃止時点というふうに限定する必要がないというか、これ自体意味がなくなってくるということをお伝えしたつもりです。ですから、現行法で廃止時点で調査義務を生じるというのは、非常に、それこそ限定的なことであって、保有時点、保有している土地所有者にすべて調査義務を生じるというのが、原則的な言い方になってきます。問題は、先ほど石渡委員も言われましたように、どの時点で調査するかで汚染状況が変わるわけではないのです。汚染はあるかないかです。むしろ調査のときに用途を、先ほど出ましたように、用途の対策発動基準等があれば、使い方によって、どこまで把握すればいいのか、処理をすればいいのかということが変わってくるわけですから、調査の経緯自体は、土地所有者は、過去のものも含めて、現行法の発動基準以前のものも含めて、所有者は土壤汚染対策法上、仮に現行法では把握しなくても、今後は把握せざるを得なくなってくる。そのとき、用途規制基準があいまいなままですと、やはりここで論点になっているような掘削除去になってしまい、それを所有者が嫌ってブラウンフィールド化するという流れだと思えます。従って、用途規制とリンクした対策発動基準というのも非常に重要だと思っております。

(高橋座長)

かなり、この問題、議論が出てまいりましたので、どうまとめるかは、では最後にいたしまして、次の議題に進んでいきたいと思えます。

(3) 土壤汚染に関する情報の集積・公開、土地売買における情報の引継ぎのところに移っていきたく思いますが、いかがでしょうか。

(3) ですが、いかがでしょうか。

では、廣田委員、お願いします。

(廣田委員)

基本的に名古屋屋さんがとられているように、より多くの情報をだれもがアクセスできるというのが基本的に望ましいことだと思えますけれども、よく、我々、不動産の評価をするときに、たまたま知っている情報についてみたいな扱いで、ひいては、対策後であっても、その土地の所有者、関係者の方によっては余り公にしてほしくないみたいなどころの、よくわかりませんが、個人情報とか私有財産的などころに影響する微妙なところとの関係は、どのように考えていけばよいのか、少しお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

(高橋座長)

質問ということで、それでは事務局、いかがでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

今、土壤汚染に関する情報のところで、アとイというものを11ページに書いております。土壤汚染があるかどうか、その土地に土壤汚染が存在するかどうかといったような基本的な情報については、これは土地所有者あるいはその周辺の住民、あるいは幅広く関係者が基本的に知って

おかなければいけない情報ということで考えております。それで、理想的にはインターネット上で検索、閲覧できるような仕組みのようなことを将来的に検討してはどうかというふうに考えております。

(イ) なんですけれども、もっと詳しい情報について、例えば調査結果そのものとか、どういった対策をとるのかという情報についてですけれども、これについては、まず今現状できちんと保存、管理する仕組みがあるのかどうかと、それをより充実できるではないかといった観点が、まず重要になってまいります。また、一定の利害関係者、これはどういう者かといいますと、例えば今の現在の土地所有者は、そこでどういう汚染があって、どういう対策をとったかということとはわかるんですけれども、仮にこれが土地取引ないし転売された場合、あるいは開発しようと思ったときに、過去にどういう汚染があって、どういう調査をやって、どういう対策をやったのかという、きちんとした情報については伝えられる引き継ぎが必要になってまいります。こうした、こちらの方は、より土地取引の関係者とか一定の利害関係者がきちんと知っておくべき情報だと考えられまして、これは、広く一般に知らしめるというよりは、もっとより土地を管理する者が知っておく情報として検討するべきではないかというふうに記載しております。

(高橋座長)

廣田委員、それでよろしいでしょうか。
貴重な御指摘、ありがとうございました。
佐藤雄也委員、お願いします。

(佐藤(雄)委員)

情報を集積、公開を考える際の基本的な考え方を一応整理して、その上で、それに沿った方法を考えることになると思うんですが、では基本的にはどんなことを考えたらいいかということ、汚染について情報を知りたいと思っている人に伝わるということが非常に重要だと思うんですね。そのときに、関係のない人は除外すればいいということで、例えば土地を買いたいと思っているときに汚れていないかどうか当然知りたいし、売りたいと思っている人に、かつて調査した結果の情報をちゃんと残しておいてあげたいというのもありますし。それから、汚れているということで対策をとったんだけれども、その対策をちゃんとしたということを次の買い手に伝えたいと、そういうニーズに適切に対応できるようにするということが、まず、そういうシステムを考えることが重要かと思えます。

そういうことによって、掘削除去の問題も解決していくのではないかなと思うんですね。掘削除去しない対策、リスク管理の対策をとった場合でも、それもちゃんと残しておく。遮断したデータもちゃんと残しておくということが非常に重要で、要するに健康被害の防止の観点から、消費者の疑問に答えられるように、その関係者、例えば不動産業者にしろ、土地所有者にしろ、そういう人が調査対策に二度手間をかけなくて済むようにするという考え方で整理していただいて、その際に、個人情報についての考え方、別途あるんでしょうから、そこはまたそこで検討してもらおうことにして、まずニーズにこたえるシステムを、ぜひつくる必要があると思えます。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

それでは、次の(4)ですね、「搬出汚染土壌の適正処理を確保するための制度の充実」に議論を移らさせていただきます。

先ほど申しましたように、既に12時過ぎておりますが、30分程度、少し議論を延長させていただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

それでは、鈴木委員、お願いします。

(鈴木委員)

4の、これ12ページの(エ)土壤汚染処理施設に関する規制というところでございます。ここでは、例えば、先ほどの(1)で議論されました対策基準の設定にも関係すると思いますが、この施設の、例えば浄化方法に関する基準あるいは構造、こういったものを念頭に置いて検討するというところでよろしいでしょうか。

(佐藤土壤環境課課長補佐)

そのとおりでございます、施設の構造基準とか維持管理基準のようなものが考えられますし、またどこまで処理すればいいかというような基準も検討が必要になると思います。

(高橋座長)

よろしいでしょうか。(4)でございますが、では、正保委員、お願いします。

(正保委員)

この(ア)に、法律の対象である指定区域については一定の、4番ですね、規制があるということで、法律の対象範囲が見直されれば規制がかかることになり、一定の効果があるということなんですけれども、これはまだ決定した事項ではないので、ここには書くのは不適切だと思うんですが。

(高橋座長)

これは、ですから最後の案文の書き方をどうするかということで、全体をまとめて、これは最終的に決着させればいいのかということでしょうか。事務局、お願いします。

(坂川土壤環境課長)

この部分は、まさに対象範囲が見直されればということなんです、もし、ここに書かないとすれば、先ほどの法律の対象範囲の見直しのところ、もう一つ目的として、やはり搬出汚染土壌を適切に管理をします。そういう意味で、法律の対象範囲を見直していくという、そういう意味もあるんだろうというふうに思っております、ですから、ここに書かないとすれば、また別なところに、ちょっと違うような書き方になると思いますが、書いていくということになるかと思えます。

(高橋座長)

奥村委員、挙がっておりますが。

(奥村委員)

不適切な処理といいますか、そういう事例の幾つかの写真入りで御紹介があったのは明瞭に覚えているんですけれども、大体何件ぐらいのものかとかそういった数字は、ちょっと頭に入っていないんですけれども、把握されておられるのか、おられていないのか、また、そのうち、自主的な取り組みによるものとどうつながっているのか、その辺の何か情報はお持ちなんですか。紹介していただいていないように思うんですが。

(高橋座長)

事務局、お願いします。

(坂川土壤環境課長)

既にご説明した事例以外のものについても情報を収集していますので、別途ご説明したいと思います。

(高橋座長)

石渡委員、お願いします。

(石渡委員)

ここでは搬出土壤の処理施設について記述されておりますが、搬出土壤をいかに減らすかでは汚染現場における対策との関連が深く、先ほど議論があった掘削除去に偏りすぎる問題と絡むわけです。搬出土壤は車で遠隔地に運んで処理することになり、地球温暖化など環境負荷の上で妥当なのかの議論も大事になってきます。この場合、あり方論だけでなく、重篤な汚染は掘削除去し施設で処理することが逆に合理的であるなど、具体的な検討が求められる。

また汚染の程度に応じた合理的な対策には、基本は覆土対策で土地改変部分は掘削除去などのケースもあります。こうした事例では、将来の土地利用でも適切に対応するため、詳細調査や対策内容の情報が関係者間で継承されなければならないので情報の集積と公開がもとめられます。一つのフローというか、関連図の中で議論していただきたいと思います。

(高橋座長)

貴重な御指摘、ありがとうございました。

中杉委員、どうぞ。

(中杉委員)

どこに記述するという事ではないんですけども、多分この掘削除去によるリスクと、それからそのまま掘削除去しない場合のリスク、当然両方のリスクがあって、その総合比較といいますが、比較評価というようなものが、多分、一つの方法としてあるんだろうと。これ、どこかに書いて、それを位置づけるということではないんですけども、そういうことを、何かうまい形でガイドラインみたいなものをつくって行って、こういう方法でやってはどうですかというのを示すことも、それこそ掘削除去した場合の方も、リスクは当然あるわけです。それとの比較でいくと、そのまま残地しておいて、上を覆土した方が全体として処理リスクが少ない。その、その地域の人にとってどうだというまた議論はありますけれども、そういうふうな方法も一つ頭の中に入れてもいいのではないかなというふうに思います。

(高橋座長)

すみません、不手際で、実は(5)も関連する部分がございますので、(4)、(5)まとめて、ちょっと御指摘いただければと思います。

それでは大塚委員ですね、お願いします。

(大塚委員)

今の石渡委員のお話とか中杉委員のお話、基本的に賛成ですけども、基本的にはオンサイト処理の方が望ましい。つまり、外に出すと、いろいろなことが起きる可能性があるという、

オンサイト処理が望ましいということは、告示とか通知を、この件に関して搬出汚染土壌に関するにつくったときにも議論は一応していますので。ただ、それは余り周知されていないというところは確かにあるものですから、中杉委員のおっしゃるようにガイドラインとかつくっていただくのは大変いいのではないかと、私も賛成でございます。ただ、掘削除去はしてはいけないということを強制できるかという、ちょっとそこまではいけないと思うので、ガイドラインぐらいなのかなという感じもしております。

この話題に関しては、ちょっと前から申し上げていることで恐縮ですけれども、むしろ土壌汚染対策法ができたことによって生じてしまう問題というところもあるものですから、それが逆効果にならないように、国民にとってマイナスにならないように、ぜひ対処していただけたらありがたいと思います。特に、これは既に申し上げていることですが、廃棄物と違って土というのは混ぜてしまうとわからないものですから、非常に外からわからないという、ここにも書いてありますけれども、問題が起きますので、その点も含めて御検討いただければありがたいと思います。

(高橋座長)

細見委員、お願いします。

(細見委員)

土壌を有害な廃棄物と同じように見ると、発生したところから、当然最後の最終処分まで考えていく必要があります。その意味で、最後の適正処理というのは、非常にエンド・オブ・パイプとしては最低限、これを確実に履行する制度を充実させないといけないというふうに思います。もちろん、入り口の部分で、いかに減らすかということも重要だと思いますけれども、最後の、本当にエンド・オブ・パイプ、すなわち環境に排出されるところで、しっかりとした制度がないと、幾ら言っても途中からどこかから入ってくる、あるいは自主的な汚染土壌も搬出される可能性もありますので、ここでは非常に、量は減らしつつ、しかもエンド・オブ・パイプコントロールの制度としては充3/12 済み3/12 済み実させていくというのが必要かと思います。

以上です。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。

中杉委員、いかがですか。

(中杉委員)

5番の方もということですので。5番の でございますけれども、低コスト・低負荷型の調査・対策技術の実用化・普及を促進すべき。そのとおりだと思うんです。その後が、分析方法、簡易測定法、ちょっと狭くとらえられているので、これは調査方法、あるいは簡易調査技術という、もう少し幅広くとらえておいた方がいいんだろうと思いますので、このところは御注意をいただければと思います。

(高橋座長)

いかがでしょうか。

では、前川委員、お願いします。

(前川委員)

今に関連しますけれども、調査の手法について、サイトの特性に応じた合理的な調査手法ということについてもとり得るようなことについても検討すべきだと思いますので、意見として述べさせていただきます。

(高橋座長)

はい。

では、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

調査の資格制度の導入等は賛成ですけれども、現実問題として、一部で、調査・浄化をセットでやっている業者さんの中で劣悪なところがあると聞きます。そうした業者が収入の多い掘削除去をすすめてしまうというようなこともコスト増の一因であるという。従って、調査と浄化業務の間に一種のファイアウォールを設けてはどうかと思います。それは調査資格を持つということと、調査・浄化一体業務というものを、業務として別にしろということではありません。浄化事業者は調査資格を持っている人を一定人数揃え、かつ、その調査員の方が、アメリカのEPのように自分の責任において判断できるような資格を持っているようにしてはどうか。その資格は公認会計士さんとか土地鑑定士さんというようなレベルの国家資格にして、そういう方々をたくさん雇っている調査・浄化事業者は信頼性がアップするという仕組みが望ましいと思います。

それと同時に、履歴等調査についてももう少し踏み込んで、やはりこれは基準化が要るのではないかと思います。そのところが、先ほどの議論、同じですが、業者さんによっては、フェーズと言いつつもレベルが違うものが混在しているということも聞きます。調査専門家の資格の導入と同時に、適用する道具の統一ということも必要だと思います。

(高橋座長)

どうもありがとうございました。前川委員、ございますか。

大変不手際で申しわけございません。まだ、あと6、7、8、9と残っております。6も多分御議論あると思いますので、大変申しわけございませんが、7、8、9につきましては御意見を3日以内に事務局の方にメールでちょうだいしたいと思います。6について御議論ちょうだいした上で、最後のまとめの方向について、議論したいと思います。

それでは、(6)についていかがでしょうか。

では、前川委員、藤井委員、お願いします。廣田委員。では、その順番にお願いします。

(前川委員)

土壤汚染地の開発という観点で見た場合、土壤汚染対策を行った後に再び法律に基づいて調査や対策を命じられるという点の一つの懸念だと思います。したがって、適切な調査・対策を施した後は、例えば確認書等の発行によって、それ以上の対策は求めないというような仕組みも必要だと思いますので、できれば、この中に入れるか、あるいはそのほかの部分において検討していただければというふうに考えています。

(高橋座長)

5の部分に関連してということですね。

(前川委員)

ブラウンフィールド問題に関する施策というところに書いてある。

(高橋座長)

そこにもですか。わかりました。

では、そこら辺について御検討いただきたいと思います。

それでは、藤井委員、お願いします。

(藤井委員)

基本的には同じ意見ですが、先ほど出ました対策発動基準というものをもし設定するとすれば、それに従って、その対策をとった業者については、以後の法的責任において、免責が何らかのインセンティブがないと機能しないのではないのでしょうか。基準に従ってやったにもかかわらず、法的責任が事後追及されるというのでは、その基準も意味がなくなってくると思います。表現はともかくとして、この基準と関連して、そういう事実上の免責的な規定が可能なような仕組みが導入されればいいのではないかと考えております。

(高橋座長)

そこら辺の仕組みをどうするかは難しい問題だと思いますので、少し事務局でも検討していただいて、次回にご報告をお願いしたいと思います。

それでは、廣田委員、お願いします。

(廣田委員)

2点ありまして、14ページでございます。

まず、最後の(エ)の鑑定評価のところ、若干。これは、補足説明というか、現状の確認をさせていただきたいんですけども、ここにありますように、先ほど来御議論ありますが、御説明にありますように、実態としては不動産のマーケットでは掘削除去が大半だということで、鑑定の仕事も、それを前提にした仕事というのがもちろん多いわけですが、現在でも、いわゆるマーケットバリューといいますが、我々の言葉で言う正常価格の考え方で掘削除去以外の方法がとられることがしるべき状態であれば、非常に技術的には難しいんですけども、そういった考え方で価値づけはしてあると、非常に例外的、件数的には非常に例外的なのかもしれませんが、しておりますということ。ただ、非常に、不動産鑑定士単独では、かなり込み入ったところの調査内容、対策等々の確認等も必要でございますので、しるべき専門家の方と共同してやっているという実態があるということだけ、まず確認させていただきたいと思います。したがって、今後最後の方に、多分、必要に応じて云々と書かれてあるところは、よりそういう掘削除去以外のものが数として多くなった段階で、我々不動産鑑定士としてももう少し勉強して、統一的な評価実務というのをつくっていかねばいけないという意味で書いていただいているのではないかと理解をしておるということです。それが第1点目です。

第2点目は、その上の、先ほど藤井先生からいろいろお話があった会計上の問題のところ、これは私も、非常に鑑定評価とかかわり合いが深いところでございますので、この動向といいますが、考え方についていろいろと関心を持っているところなんです、私の理解が間違っている部分があるかもしれませんが、現状では、まず、どういった措置・対策をいつするかと。その数字をはじくための調査というものがどういうものかということに関して、多分全く深い議論がなされていないというように私は理解しておりますので、ちょっとこの場の直接的な議論ではないかもしれませんが、このまま、それぞれ思い思いの道を走りながら数字をつくっていくということになると、その会計上の数字というものが各社さんの間によって大きく異なるということが、非常にリスクになってしまうのではないかとこのように考えております。そこが、これ法的

な義務を伴うとか、そういうくだりもありますので、この土壤汚染対策法の対象範囲というものにも絡んでくる。あるいは条例、それに基づくリンクした条例のところにもリンクしてくるのではないかというふうに考えておりますので、この会計上の問題にも非常に大きな影響を及ぼすのではないかと考えております。

以上です。

(高橋座長)

そこら辺、御意見があれば、また具体的に御提案いただければと思います。

そろそろ時間が参りました。先ほど申し上げましたように、7、8、9については事務局の方にメール等でお寄せいただきたいと思います。

一応、本日の議論につきましては、(6)まで一通りの議論をさせていただいたというふうにさせていただきます。

そこで、次回につきましてということですが、幾つかの点について、事務局の案について反対だということもございましたが、本日の御議論を踏まえて、一応、報告案を事務局の方で作成していただきたいと思います。ただ、反対の方もいらっしゃいますので、そこは事務局と案文をよく調整の上ですり合わせをしながら、次回の事務局の取りまとめ案を作成していただきたいと思いますというふうに私自身は思いますが、それでよろしいでしょうか。

(奥村委員)

両方とも併記になると理解したらよろしいのでしょうか。

(高橋座長)

いえ、それは、これから事務局とすり合わせをしていただくということです。

よろしいでしょうか。

そのような取りまとめの方向性でよろしいということで、それでは、議事を事務局の方にお返ししたいと思います。

(坂川土壤環境課長)

大変熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。

今、高橋座長から御指示のありましたように、事務局としても次回の懇談会に向けて準備をしたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それで、次回でございますけれども、既に委員の先生方に御連絡をさせていただいておりますが、今回は3月25日の午前中ということで予定しております。年度末のお忙しいところ恐縮でございますが、どうかよろしく願いいたします。

(高橋座長)

今回の議事録につきましては、事務局で調製後、発言をなさった委員などへの確認方、よろしく願いいたします。

それでは、本日は時間も超過し、委員の皆様におかれましては長時間にわたり御議論いただき、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の懇談会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。